

令和元年第1回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和元年5月10日(金曜日)午前9時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議事日程(第1号の追加1)

議事日程に同じ

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期決定の件

追加日程第4 諸般の報告

追加日程第5 副議長の選挙

追加日程第6 常任委員会委員の選任

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第8 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第10 議会広報特別委員会設置について

追加日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)

追加日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(長南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)

追加日程第13 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君

7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	小高憲二君
総務課長	土橋博美君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	今井隆幸君	税務住民課長	鈴木隆生君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	岩崎彰君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	大杉孝君
会計課長	浅生博之君	学校教育課長	川野博文君
学校教育課主幹	大塚猛君	生涯学習課長	三十尾成弘君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	片岡勤
書記	石橋明奈		

○議会事務局長（大塚孝一君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の松崎剛忠議員をご紹介します。よろしくお願ひします。

〔年長の議員、松崎剛忠君議長席に着く〕

○臨時議長（松崎剛忠君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました松崎です。

規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ち町長からご挨拶がござひます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

5月1日より元号が令和になり、本日ここに新たに選出されました議員の皆様をお迎えし、令和元年第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの選挙におきまして、めでたくご当選を果たされた皆様には、心からお喜び申し上げます。

2月の定例会において、今年度の施政方針を申し上げさせていただきましたが、改めましてここで特に重要施策について述べさせていただきたいと思ひます。

新年度につきましても、人口減少の克服に向けて、活力ある長南町であり続けるために、地方版総合戦略の各種施策に取り組んでいるところでござひます。

まず初めに、5月の広報にも掲載させていただきましたが、地域おこし協力隊員1名を委嘱したところでござひます。私たちが気づかずにいた町の魅力を発見・発信していく活動を行い、町の活性化に努めていただくこととなります。

また、旧小学校の活用では、旧東小学校、旧西小学校に続き、旧長南小学校の活用として、リングロー株式会社が4月より本格的な活動を開始しました。残る1校となりました旧豊栄小学校への企業誘致については重要案件として捉え、スピード感を持って対処してまいります。

平成31年度より新たに交付される森林環境譲与税でござひますが、資金の有効活用のため、基金として積み立てるとともに、森林環境事業費としての活用を検討してまいります。

観光分野では、野見金公園において、さらなる観光客の受け入れのため、大型観光バスも収容可能な駐車場整備を進めてまいります。

さらに、何より町民の皆様が健康であることが一番大事なことでありますので、本年度新規事業として、町民の健康づくりに寄与できるよう、ちょな丸ポイント事業及び東京家政大学との交流事業として、主に壮年期の方々を対象に健康体力調査などを展開してまいります。

また、防災拠点となるべく役場庁舎建設については、将来人口を見据え、簡素で合理的な庁舎建設を考えて

おりますが、議会からのご意見を踏まえ、さらに検討を加えてまいります。

中央公民館の耐震化については、東京家政大学との連携協力の拠点機能を備えた複合施設として、建設を検討してまいります。

以上、何点か述べさせていただきましたが、議員各位におかれましては今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます案件は、専決処分の承認2件、人事案件1件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（松崎剛忠君） どうもありがとうございました。

◎開会の宣告

○臨時議長（松崎剛忠君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第1回長南町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（松崎剛忠君） 本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎仮議席の指定

○臨時議長（松崎剛忠君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

暫時休憩いたします。再開は9時40分を予定しております。

(午前 9時07分)

○臨時議長（松崎剛忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時40分)

◎議長の選挙

○臨時議長（松崎剛忠君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（松崎剛忠君） 投票における注意事項を事務局長から申し上げます。

○議会事務局長（大塚孝一君） 投票に先立ちましてご連絡を申し上げます。

公職選挙法第68条に規定されております投票の無効の内容について、お知らせをします。

まず、所定の用紙を用いないもの、またその選挙される資格を有しない者の氏名を書いたもの、2名以上の

氏名を書いたもの、他事を書いたもの、投票すべき者の氏名を自書しなかったもの、誰の名前を書いたかわからないもの、白票のもの、以上が無効となります。

なお、名字、名前だけではなく、氏名をはっきりご記入ください。よろしく願いをいたします。

○臨時議長（松崎剛忠君） ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に宮崎裕一君、林 義博君、河野康二郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（松崎剛忠君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（松崎剛忠君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（松崎剛忠君） よろしいですか。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（松崎剛忠君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（松崎剛忠君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮崎裕一君、林 義博君、河野康二郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（松崎剛忠君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。有効投票13票。無効投票ゼロ。

有効投票のうち、松野唱平君 5票。板倉正勝君 5票。和田和夫君 1票。加藤喜男君 2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、松野君と板倉君が同票数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

松野君と板倉君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん棒で行います。

立会人を、宮崎裕一君、林 義博君及び河野康二郎君、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

松野君。

〔松野唱平君、くじを引く〕

○臨時議長（松崎剛忠君） 板倉君、くじを引いてください。

〔板倉正勝君、くじを引く〕

○臨時議長（松崎剛忠君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに、松野君、次に板倉君、以上のおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

当選とするしてある抽せん棒を引いた方が当選人となります。

それでは、松野君、引いてください。

〔松野唱平君、くじを引く〕

○臨時議長（松崎剛忠君） くじの結果を報告します。

くじの結果、松野唱平君が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（松崎剛忠君） ただいま議長に当選されました松野君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎議長挨拶

○臨時議長（松崎剛忠君） 当選の挨拶をお願いいたします。

松野唱平君。

〔議長 松野唱平君登壇〕

○議長（松野唱平君） ありがとうございます。

今、私は責任の重大さを痛切に感じております。浅学非才な私でございますけれども、町の課題はいろいろありますけれども、町の執行部と、それから町の議会とともにこれらの課題を進めていきたいと感じておりますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。（拍手）

○臨時議長（松崎剛忠君） 皆様方のご協力によって、無事大役の職務を終わらせていただきます。ありがとうございました。

ここで松野議長と交代いたします。松野議長、議長席にお着きください。

〔議長交代〕

○議長（松野唱平君） それでは、本日が初めての議長職でありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議席の指定

○議長（松野唱平君） 追加議事日程を配ります。

〔追加議事日程配付〕

○議長（松野唱平君） それでは、追加日程第1、議席の指定を行います。

議席については、最も公平妥当な議席を定めることが望ましいと思いますので、慣例によって、当選回数、在職年数、年齢順に前列から定めさせていただきたいと思います。

それでは、職員に議席表を配付させます。

〔議席表配付〕

○議長（松野唱平君） 議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり決定します。

暫時休憩します。再開は10時30分を予定しております。

(午前10時01分)

○議長（松野唱平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 宮 崎 裕 一 君

2番 林 義 博 君

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（松野唱平君） 追加日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 追加日程第4、諸般の報告をします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、

監査委員から報告のありました平成31年2月分、3月分の例月出納検査については、お手元に配付の印刷物によりご了承をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

◎副議長の選挙

○議長（松野唱平君） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松野唱平君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、岩瀬康陽君、5番、御園生 明君、8番、大倉正幸君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（松野唱平君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

立会人の方は投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（松野唱平君） 投票箱につきましては、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（松野唱平君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、御園生 明君、7番、森川剛典君、8番、大倉正幸君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松野唱平君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。有効投票13票。無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、岩瀬康陽君 8 票。丸島なか君 4 票。和田和夫君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票でございます。したがって、岩瀬康陽君が副議長に当選されました。

議場の入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松野唱平君） ただいま副議長に当選された岩瀬康陽君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

◎副議長挨拶

○議長（松野唱平君） 当選の挨拶をお願いします。

岩瀬康陽君。

〔副議長 岩瀬康陽君登壇〕

○副議長（岩瀬康陽君） ただいま皆様のご支持をいただきまして、副議長に当選させていただきました。

私、先ほど所信を表明しましたとおり、議長を補佐し一体となって、今後町が発展するよう、それこそ執行部と議会が両輪になって町の活性化に取り組んでいく、このことに尽力してまいりたいと思いますので、今後
もご支持、ご協力のほどお願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（松野唱平君） それでは、暫時休憩します。再開は 11 時 20 分を予定しております。

（午前 10 時 45 分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前 11 時 20 分）

◎常任委員会委員の選任

○議長（松野唱平君） 追加日程第 6、常任委員会委員の選任を行います。

選任案を配ります。

〔選任案配付〕

○議長（松野唱平君） それでは、お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。（案）を消してください。

なお、各常任委員会委員が決定しましたので、委員会ごとに常任委員長、副委員長の互選をお願いします。

また、あわせて議会運営委員会委員について、各委員会から2名の選考をお願いします。

各常任委員会を11時25分から、総務経済常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催をお願いします。

暫時休憩します。再開は13時を予定しております。

(午前 11時20分)

○議長（松野唱平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時00分)

○議長（松野唱平君） 各常任委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配りました名簿のとおりでございます。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（松野唱平君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

選任案を配ります。

[選任案配付]

○議長（松野唱平君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。再開は13時50分を予定しております。よろしくをお願いします。

(午後 1時02分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時02分)

○議長（松野唱平君） 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果は、お手元に配りました名簿のとおりでございます。

先ほど、議会運営委員会である程度を決めましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（大塚孝一君） 先ほど議会運営委員会におきまして、議員会の役員を選出をさせていただきました。

議員会の役員は、規約第5条で規定してあります。会長1名、副会長1名、理事若干名、体育部長1名、会計1名、監事2名です。

これから素案のほうを配らせていただきますので、よろしくお願ひします。

〔議員会役員素案配付〕

○議会議務局長（大塚孝一君） それでは、私のほうから、議員会役員の素案のほうを報告させていただきます。

会長につきましては板倉正勝議員、副会長には大倉正幸議員、会計につきましては森川剛典議員、監事につきましては御園生 明議員、加藤喜男議員、理事につきましては林 義博議員、河野康二郎議員、体育部長につきましては宮崎裕一議員というふうには、素案を報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） ただいま報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会の素案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（松野唱平君） 追加日程第8、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松野唱平君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、板倉正勝君、10番、加藤喜男君、11番、丸島なか君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○議長（松野唱平君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

立会人の方は投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（松野唱平君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願ひします。

〔投 票〕

○議長（松野唱平君） 投票漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番、板倉正勝君、10番、加藤喜男君及び11番、丸島なか君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（松野唱平君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。有効投票13票。無効投票ゼロ。

有効投票のうち、大倉正幸君 7票。御園生 明君 4票。板倉正勝君 1票。和田和夫君 1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、大倉正幸君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松野唱平君） ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました大倉正幸君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員挨拶

○議長（松野唱平君） 当選の挨拶をお願いします。

大倉正幸君。

〔長生郡市広域市町村圏組合議会議員 大倉正幸君登壇〕

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（大倉正幸君） 議長のお許しをいただきましたので、当選のご挨拶ということでさせていただきます。

このたびは、たくさんの票をいただきまして、長生郡市広域市町村圏組合議会議員という役を仰せつかりました。長南町のみならず、長生郡市の仕事もさせていただけるということで、大変光栄に思いますとともに、身の引き締まる思いでございます。

つきましては、松野議長とともに長南町、本町について、利益、不利益なども考慮しながら議会活動をしていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（松野唱平君） 追加日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） お諮りします。

指名の方法については、議長の私が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

議長の私が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、12番の和田和夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長の私が指名しました和田和夫君を、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と認めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました和田和夫君が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました和田和夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員挨拶

○議長（松野唱平君） 当選人の挨拶をお願いします。

和田和夫君。

〔千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員 和田和夫君登壇〕

○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員（和田和夫君） このたび、千葉県後期高齢者医療広域連合の議員に当選しました和田です。

町の発展のために頑張りたいと思いますので、皆様方のご支援、ご協力よろしく申し上げます。（拍手）

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） それでは、暫時休憩します。再開は2時40分を予定しております。

（午後 2時21分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

◎議会広報特別委員会設置について

○議長（松野唱平君） 追加日程第10、議会広報特別委員会設置についてを議題とします。

お諮りします。

長南町議会だより発行に関すること及びこれに伴う調査検討については、5人の委員で構成する議会広報特別委員会を議員の任期中設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、長南町議会だより発行に関する事及びこれに伴う調査検討については、5人の委員で構成する議会広報特別委員会を議員の任期中設置し、これに付託することに可決決定しました。

このまましばらく休憩します。

（午後 2時40分）

○議長（松野唱平君） 会議を再開します。

（午後 2時40分）

○議長（松野唱平君） お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。再開は3時15分を予定しております。

議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、委員会条例第9条の規定により、本委員会を2時45分から第1委員会室に招集するので、委員の方はご参集ください。

（午後 2時44分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時16分）

○議長（松野唱平君） ここで報告をいたします。

議会広報特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果は、お手元に配りました名簿のとおりでございます。

また、休憩中に、町長から承認2件、同意1件を受理しましたので、報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

◎承認第1号～同意第1号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 追加日程第11、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、追加日程第13、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 初めに、このたび議長、副議長に就任されました松野唱平議長、岩瀬康陽副議長におかれましては誠におめでとうございます。心からお喜びを申し上げる次第でございます。

さらに、各常任委員会、その他の人事構成につきましても、それぞれ決定されたわけでございますが、誠にご苦労さまでございます。今後とも松野議長さんを中心に、議会運営、議会活動が円滑に進みますようご期待申し上げます。

それでは、承認第1号から同意第1号までの議案について、ご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、急施を要するものと認め、本年3月29日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、介護保険法施行令等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、平成30年度に改正をいたしました長南町介護保険条例の一部を改正する条例に追加規定をする必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、本年3月29日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

最後に、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、このたびの委員につきましても、議員の中からの選任でございまして、引き続き松崎剛忠氏を適任者として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、鈴木隆生君。

○税務住民課長（鈴木隆生君） それでは、承認第1号の内容の説明に入らせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和元年5月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の一部改正につきましては、平成31年3月29日時点でございますので、全て和暦が平成となっております。また、今回の改正は5条立てでございます。

3ページの第1条から9ページの第3条までは、昭和30年に制定されました長南町税条例の一部を改正する規定でございます。また、10ページの第4条につきましては平成28年に、第5条につきましては平成30年に制

定されました長南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する規定となっております。

なお、今回の改正は、追加、軽減、従前のおりとなっております、新規に料金が改定されたものはございません。

また、説明につきましては、参考資料を中心に説明させていただきますので、参考資料の1ページの2の改正の内容をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、第1条の長南町税条例の一部を改正する条例のアの寄附金税額控除の見直しでございます。

これは、ふるさと納税の制度改正の関係でございます、ふるさと納税の「寄附金」の名称が「特例控除対象寄附金」に変更になります。参考資料の4ページ、第34条の7から8ページの附則第9条の2まで、4ページの附則第7条の3の2を除いた内容となっております。

施行日は平成31年6月1日でございます。

続きまして、イに入らせていただきます。

イでは、先ほど除きました4ページの附則第7条の3の2の内容でございます、町民税の住宅借入金等特別税額の控除が2年間延長になり、平成45年度までとなります。

施行日は平成31年4月1日です。

次に、ウの軽自動車税の税率の特例に入る前に、参考資料の12ページから13ページにかけての右側の現行の表、及び14ページから15ページにかけての左側の改正案の表の内容につきましては、全く同じものでございます。また、同じ表が23ページから24ページにかけてありますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、参考資料の1ページに戻っていただき、第1条のウに入らせていただきます。

ウの軽自動車税の税率の特例の関係につきましては、参考資料の11ページから15ページにかけてでございますが、新規取得してから13年が経過した軽自動車は平成31年度に限り、また排ガス性能のすぐれた車に適用された自動車税率、いわゆるグリーン化特例につきましても従前のおりとなっております、先ほどの表の右欄の税額となっております。

施行日につきましては、平成31年4月1日です。

なお、13年が経過いたしました車の税率は標準税額の約1.2倍の重課税になっております。

続きまして、参考資料の2ページの第2条の税条例改正について説明させていただきます。

第2条のア、町民税に関する地方税法改正に伴う改正、第36条の2から第36条の4まで、参考資料の17ページから20ページまででございます。

地方税法改正に伴い、申告記載事項の簡素化とありますが、これは年末調整額と確定申告額の所得控除額が同額の場合、今までは確定申告時に年末調整額の内容を全て記載しなければなりませんでしたが、今回の改正で所得控除額のみを記載すればよいようになりました。

次に、扶養親族に単身児童扶養者を追加とありますが、これにつきましては、扶養親族に単身で高校の学生寮などに入所している児童につきましても扶養控除の対象となりますので、名称を「扶養親族等申告書」に改正するものでございます。

この2件の施行日は平成32年1月1日です。

次に、イの軽自動車税の環境性能割及び種別割の特例は、附則第15条の2から附則第16条の2まで、参考

資料の20ページから25ページまででございます。

これは、消費税率が引き上げられた場合の対応策として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した車についての環境性能割を1%軽減するものでございます。ただし、この環境性能割は、車を購入したときに、県が普通車と同様に軽自動車につきましても徴収しておりますので、町では環境性能割を直接徴収することはございません。

次に、種別割の関係ですが、取得してから13年を経過した車の種別割の税率は、従前のとおりです。

また、平成31年度に取得した車及び平成32年度に取得した車の種別割につきましては、それぞれ最初に課税となる平成32年度及び平成33年度に限り、従前のとおりとなっております。これは、参考資料の23ページから24ページにあります表の右欄の金額になり、従前のとおり税額でございます。

施行日は、平成31年10月1日でございます。

続きまして、第3条の税条例の改正について説明させていただきます。

参考資料の2ページのアの、個人町民税の非課税の範囲につきましては、地方税法の改正に伴い、非課税の対象者へ単身児童扶養者を追加するものでございます。

参考資料の26ページ、第24条でございます。

施行日は、平成33年1月1日でございます。

続きまして、参考資料のイの軽自動車税の種別割の特例につきましては、先ほどの第2条、軽自動車税の種別割と同様の内容になっており、平成33年度取得した車の種別割は平成34年度に限り、また、平成34年度取得した車の種別割は平成35年度に限り、従前のとおりとなっております。

なお、対象車種は電気自動車、天然ガス自動車などの環境性能割にすぐれた車に限られ、軽減率は75%になります。

参考資料の26ページ、附則第16条から27ページ、附則第16条の2になります。

施行日は、平成33年4月1日です。

次に、参考資料の3ページ、第4条の税条例等の一部改正につきましては、参考資料の28ページでございます。

環境性能割の税率が当分の間1%軽減されますので、「100分の3」から「100分の2」になり、また、新規取得してから13年を経過した車の種別割の税率は従前のとおりでございますので、参考資料の第2条、または第3条のイの軽自動車税の種別割の内容と同様となっております。

施行日は、平成31年4月1日です。

次に、第5条の税条例等の一部改正につきましては、参考資料の29ページから32ページにかけてでございます。

これは、法人町民税の申告規定の内容となっており、大法人、ここでいう大法人とは、資本金または出資金が1億円以上の法人または会社を指しております。この大法人につきましては地方税ポータルシステム、いわゆるeLTAXによる確定申告が義務づけられますが、災害等によりeLTAXを使用することが困難な場合は、書面等による提出ができる規定を新たに設けております。

なお、施行日は平成31年4月1日です。

最後に、その他の改正につきましては、法律及び法令の改正にあわせて、適用条文等を改正させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第1号の内容説明は終わりました。

承認第2号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、承認第2号のご説明を申し上げます。

お手元の議案書16ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和元年5月10日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、18ページをお願いいたします。また、参考資料の33ページ及び34ページをごらんいただきたいと存じます。

改正の内容でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、令和元年10月以降の消費税率10%への引き上げによる財源をもとに、低所得者への介護保険料の軽減強化を行うため、平成30年長南町条例第14号での一部改正の附則規定に、平成31年度における保険料率の特例を、附則第5項として追加規定させていただくものでございます。

第1号では、第1段階として、生活保護受給者及び非課税世帯かつ合計所得金額が80万円以下の者につきましては、2万8,080円を2万3,400円に、第2号では、第2段階として、非課税世帯かつ合計所得金額が80万円超から120万円以下の者につきましては、4万6,800円を3万9,000円に、第3号では、第3段階として、非課税世帯かつ合計所得金額が120万円超の者につきましては、4万6,800円を4万5,240円に改正させていただく追加規定でございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第2号の内容説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から同意第1号までの内容説明は終わりました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 7番、森川です。

資料の説明というか確認だけさせていただきたいんですが、承認第1号で15ページ、14ページでもいいんですが、改正案のほうで第2号、例えばアの（イ）3,900円、これ1,000円が並んでいますよね。これ、左欄に掲げる同条規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げるという、これは税金3,900円が1,000円になるという読み方でよろしいんですか。

○議長（松野唱平君） 税務住民課長、鈴木隆生君。

○税務住民課長（鈴木隆生君） そのとおりでございます。

改正案、新旧対照表の、参考の14ページ、15ページにありますけれども、一番上の表の14ページの3,900円が標準税額で、75%減税されたものが1,000円となっております。

次の表の、参考としての3,900円が50%減税の2,000円となっております。

次の、一番下の表ですけれども、15ページ、3,900円が25%減税された金額で3,000円というふうになっております。

以上です。

○7番（森川剛典君） わかりました。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい、議長」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 承認第2号の専決処分に反対をします。

内容は、消費税増税が決まったときの財源をもとにして低所得者に対する介護保険料の軽減がされています。

安倍首相の増税最終判断は、まだ表明されていません。安倍首相の最側近、自民党の幹事長代行は、6月の日銀単価の数字を見て、この先危ないぞと見えてきたら、崖に向かい皆を連れていくわけにはいかないと発言をしました。政府が言う景気は緩やかな回復基調ではなく、景気悪化を暗に認めたものです。後で個人の見解と釈明をしましたが、安倍首相の本音を代行したものと受けとめられています。

官房長官も言っているとおり、増税を中止する場合の経済情勢、またリーマン・ショック級について、明確な定義があるわけではありません。昨年秋の会見で麻生財務相は、いろいろな考え方があり、最終的には政府の判断次第と述べました。

消費税は決まったものとみんなが思っていますが、安倍首相の増税最終判断はまだ表明されておらず、議案には反対したいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 賛成討論をさせていただきます。

本案につきましては、改号元号施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴う一部改正であり、令和元年10月以降の消費税率10%への引き上げによる財源をもとに、低所得者への介護保険料の軽減強化を行うための改正ですので、本案については賛成いたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎同意第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 追加日程第13、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題に
します。

本件については、松崎剛忠君の一身上に関する案件であると認められますので、地方自治法第117条の除斥
の規定によって、松崎剛忠君の退場を求めます。

〔松崎剛忠君退場〕

○議長（松野唱平君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本件については、同意することに決定しました。

このまましばらく休憩します。

(午後 3時45分)

○議長（松野唱平君） 会議を再開します。

(午後 3時47分)

◎監査委員挨拶

○議長（松野唱平君） 松崎剛忠君に申し上げます。

ただいま監査委員の選任につき同意を求めることについては同意されました。

松崎剛忠君、挨拶をお願いします。

〔監査委員 松崎剛忠君登壇〕

○監査委員（松崎剛忠君） ただいま監査委員ということで同意されたということで、光栄に思っておりますが、
これからも勉強しながら、この長南町のために監査をやっていきたくと思います。

また、皆様方のご協力をひとつよろしくお願いいたしまして、挨拶とかえさせていただきます。どうもあり
がとうございます。（拍手）

○議長（松野唱平君） それでは、暫時休憩します。再開は4時10分を予定しております。

(午後 3時49分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時10分)

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は終了しました。

なお、本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

令和元年第1回長南町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご協力ありがとうございました。ご苦労さまでした。

(午後 4時11分)